

近畿税政連のしおり

税理士の社会的地位の向上と
税理士制度の発展をめざして



最新情報はホームページにアクセス！

近税政

検索

近畿税理士政治連盟

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号
近畿税理士会館5階

電話 (06)6944-9040

FAX (06)6944-9050

URL <http://www.kinzeisei.jp/>

MAIL info@kinzeisei.jp

I 税政連はなぜ必要か

税理士会は税理士法により建議権が認められています。この建議権に基づいて税理士会は税制改正等の要望を行います。しかし、これら税理士会の要望には、政治活動を抜きに実現し得ないものが多数あります。ところが、税理士会は特別法人であり政治活動を行うには制限があるため、税政連がその活動を受け持ち、要望実現を目指しているのです。両者は車の両輪の関係にあります。つまり税政連は、税理士会の要望実現のために存在する政治団体です。

II 近畿税政連の会員は

あなたも近畿税政連の会員です。近畿税政連は、税理士会の要望を実現するために政治活動を行うのであり、その恩恵は全ての税理士会員が享受することから、近畿税理士会に入会している税理士は、その資格において会員となります。

III 近畿税政連の活動は

近畿税政連は、税制改正要望の実現や税理士制度に関する重要な課題の解決のため、日本税理士政治連盟(日税政)と協力して政治活動をしています。法律は国会議員や権限のある行政機関が草案を作成し、国会において決定していきます。そのため、税理士会の意見が法律に取り入れられるように政党や国会議員等に対して陳情活動を行うとともに、その活動の成果を得るために、理解のある国会議員等に対しては、選挙の際に推薦し選挙支援活動を行います。また税理士による後援会を結成し日頃から支援をしています。

近畿税理士政治連盟規約(抜粋)

(目的)

第3条 本連盟は近畿税理士会の方針に副い税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
- (2) 政府、政党及び国会議員等に対する陳情・請願等の政治活動
- (3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
- (4) 会員に対する研修及び情報の提供並びに機関紙の発行
- (5) 前各号のほか、本連盟の目的達成に必要な事業

(加入)

第6条 近畿税理士会に入会している税理士会員は、その資格において会員となる。

税理士法(抜粋)

(税理士の使命)

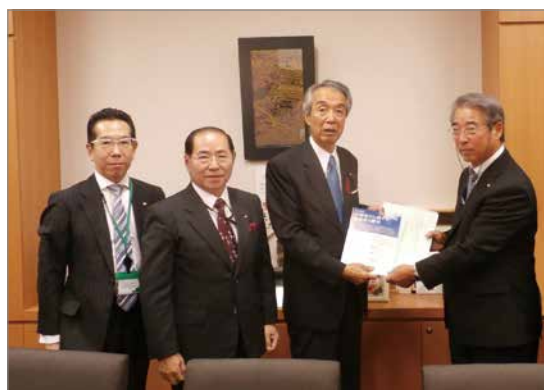
第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(建議権)

第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。



二階俊博自民党幹事長と懇談



伊吹文明自民党税理士制度改革
推進議員連盟会長と懇談

IV 税政連活動の成果と取り組みは

- (1) 税理士制度と職域に関する成果
 - (イ) 地方公共団体の外部監査人制度の担い手として、税理士が明記された
 - (ロ) 税理士法人制度の創設、税務訴訟に関し裁判所において補佐人となる制度の創設
 - (ハ) 現物出資の際の検査役の証明に変えて、その証明が出来るようになった
 - (ニ) 会計参与の制度の創設とその資格者に税理士が明記された
 - (ホ) 登録政治資金監査人の資格者として税理士が明記された
 - (ヘ) 経済産業省の認定支援機関制度の担い手として、税理士が明記された
- (2) 平成29年度税制改正に関する成果
 - (イ) 災害税制の恒久化
 - (ロ) 取引相場のない株式等の評価の適正化
 - (ハ) 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと
 - (ニ) 欠損金の控除限度の縮減は中小法人に適用しないこと
 - (ホ) 中小法人の定義については、資本金基準だけでなく他の指標との組み合わせなど、中小法人の実態への配慮
 - (ヘ) 配偶者控除を中心とした人的控除の簡素・合理化
 - (ト) 非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
 - (チ) 中小法人における設備投資及び研究開発を促進する税制の維持
 - (リ) 公的年金課税の見直し
 - (ヌ) 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置の廃止等の検討
- (3) 税理士法改正への取り組み

平成26年3月20日、参議院本会議において、税理士法改正法案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決成立しました。平成13年の前回法改正から13年間にわたり、税政連が税理士会と連携し更なる税理士制度の発展のため対応した成果が、公認会計士に係る資格付与の見直しを含む12項目の法改正として結実しました。

税政連は、更なる税理士制度の維持発展のため、税理士会と連携し与野党の税理士制度に関する議員連盟等を通じ関係国会議員に訴える等、税理士会・税政連の協力体制で対応を進めています。

V 近畿税政連の財政は

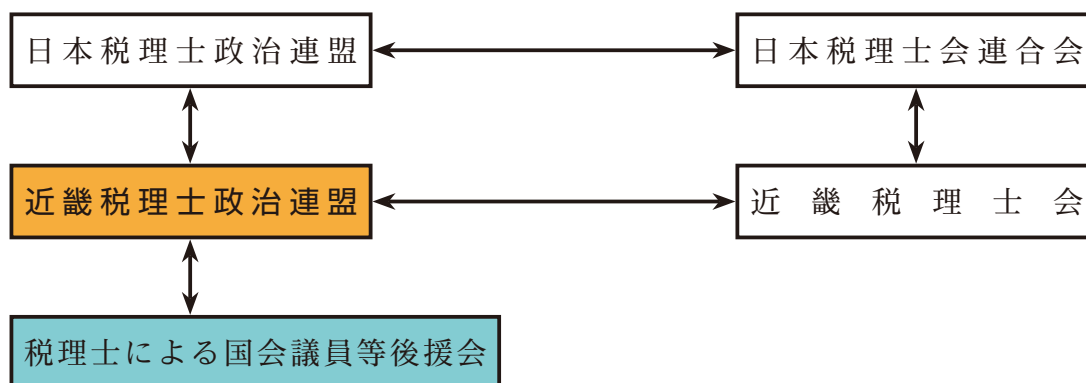
税政連の活動を行っていくためには資金が必要です。

税政連の財政については、収入は会員からの会費と寄付によって賄われ、支出は近畿税政連の活動費と支部連合会への交付金、日税政への分担金が主な項目となっています。

近畿税政連と日税政の活動の成果は、近畿税理士会会員のすべてが等しく享受することとなります。税理士をめぐる問題が山積しており、ますます税政連の役割は重要になっています。会員各位には引き続き会費の納入にご理解とご協力をお願いします。

(「政治資金規正法第22条の5」により、外国籍の会員の方からは会費を頂くことが出来ません)

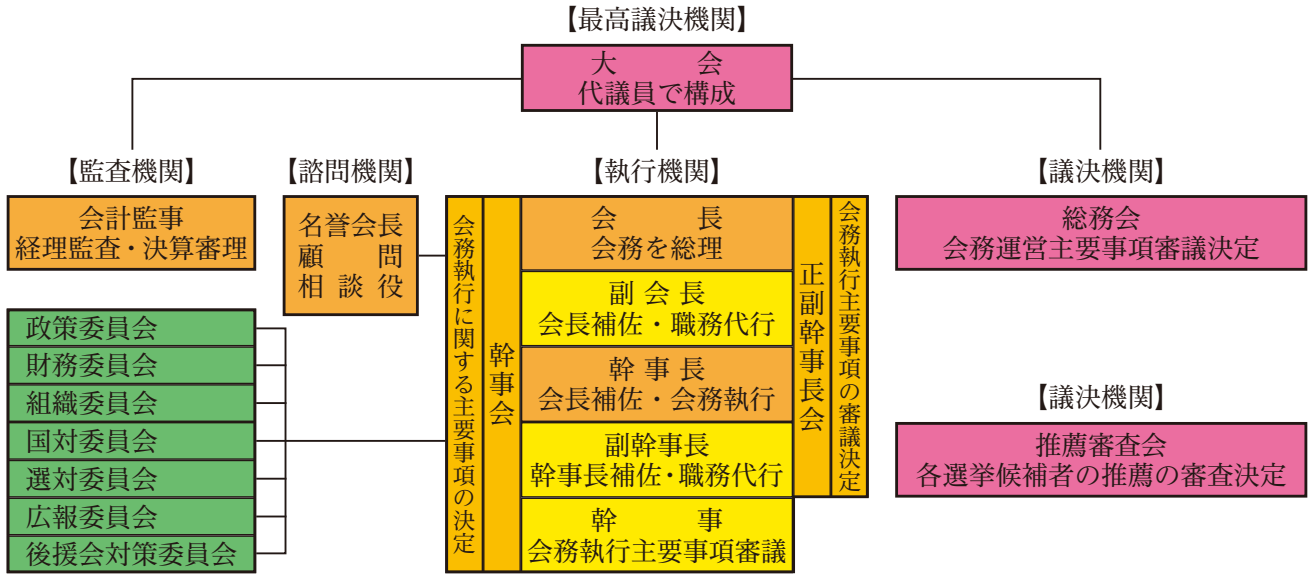
【近畿税理士政治連盟と税理士会等の関係】



「税理士による国会議員等後援会」は、当連盟の目的達成のための手段として、当連盟の指導のもとに結成され、国会議員と緊密に情報交換を行い、国会の情勢等の政治の情報を得るとともに、税理士会の意思・要望を十分に伝えて理解を得る活動を行っています。

【近畿税理士政治連盟の組織・機構】

本部機構図



支部連・支部・府県連 組織図

